

News Letter

2019年7月号

Written by 弁護士法人大賀綜合法律事務所 宇部オフィス COO 弘藤智基

今回のテーマ

相続法の改正について

令和元年7月1日より、改正相続法が施行されました(一部を除く)。そこで、今回のニュースレターでは、遺言に絞って、改正のポイントを簡単にお伝えします。



- 1 改正のポイント 遺言に関する相続法改正のポイントは
- ① 自分で遺言を作成することが容易に なった
- ② 法務局で遺言を保管してもらえるよう になった

という 2点です。

2 「自分で遺言を作成することが容易になった」ことについて

これまでは、自分で遺言を作成する場合には、すべて自筆で作成しなければなりませんでした。しかし、今回の改正によって遺言の一部(財産目録)をパソコンで作成することが可能になります。これにより、多くの方が遺言を作成しやすくなることが期待されます。

3 「法務局で遺言を保管してもらえるようになった」ことについて

これまでは、自分で遺言を作成された場合、自宅のどこかに隠すように保管せざるを得ませんでした。今後、自分で作成した遺言を法務局で保管してもらうことができるようになります(ただ、この保管制度だけは令和2年7月10日から利用開始となりますのでご注意ください)。これにより、死後、せっかく作成された遺言が発見されないまま放置されるといった事態を避けられることが期待されます。

4 まとめ

以上、簡単に遺言に関する改正相続法の 概要をお伝えしました。

ただ、相続法の改正分野はこれだけにと どまりません。そのため、遺言を新たに作成しようとする場合はもちろん、既に遺言 を作成されている場合であっても、その内 容が改正法の趣旨に合致したものになって いるか一度確認しておかれるのが安心で す。その際には、法律・税務等の幅広い知 識が必要になりますので、お気軽に「弁護 士法人大賀綜合法律事務所 宇部オフィ スーまでご相談ください。